

介護給付適正化事業を実施した場合における平成20年度の 地域支援事業の額の特例について

介護保険制度の円滑な推進につきましては、種々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成20年度から各保険者は、都道府県が策定する「介護給付適正化計画」に基づき、適正化事業を実施していくこととなりますが、現行の地域支援事業全体の上限（給付見込額の3%）又は包括的支援事業・任意事業の上限（給付見込額の2%）の範囲内では、適正化事業の実施のために十分な経費を確保できない保険者が多数あります。

このため、介護給付等費用適正化事業が介護給付の適正化に資することにかんがみ、当該事業のうち主要適正化事業（※）を平成20年度に新たに実施又は拡大する場合には、同年度の特例として額の上乗せができるよう、下記の内容で、関係省庁との調整、政令改正等の作業を進めているところです。

詳細は追ってお知らせしますが、同改正を踏まえ、主要適正化事業を新たに実施又は拡大される市町村におかれましても、所要の準備を進めていただきますようよろしく申し上げます。

※主要適正化事業とは、①認定調査状況のチェック②ケアプランの点検③住宅改修等の点検④医療情報との突合・縦覧点検⑤介護給付費通知の5事業（「介護給付適正化計画」に関する指針第2（2）に記載の重要事業）であり、改めて告示で示す予定。

記

1 改正案の要点

平成20年度に限った特例措置として、主要適正化事業を実施するために現行の上限を超える事業費が必要となる保険者については、現行の上限額を超えた分を当該上限額に給付見込額の0.15%（小規模市町村の場合は定額）を限度として上乗せできることとする。

なお、当該上乗せ分は、主要適正化事業を実施するに当たり事業費が足りない場合に限り、その事業の実施に要する費用としてのみ充てることができるものとする。

2 施行予定期日

平成20年4月1日

<照会先> 厚生労働省老健局 介護保険課企画法令係 Tel03-5253-1111（内線）2260 2164
